

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年3月13日

独立行政法人

国立精神・神経医療研究センター

総長 樋口 輝彦

1 競争に付する事項

(1) 契約件名

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター S P E C T 増築整備工事
設計及び工事監理業務

(2) 業務内容

・ S P E C T 棟(R C 造1階 延べ床面積80m²)増築の基本設計・実施
設計・工事監理業務

その他入札説明書、設計委託仕様書及び工事監理委託仕様書による。

(3) 履行期限

平成27年5月30日

(4) 履行場所

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター
東京都小平市小川東町4-1-1

(5) 履行方法

総長が指定する日時に、指定した場所にて履行すること。

(6) 入札方法

落札者の決定は、最低価格方式をもって決定する。

入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、単価契約を除き、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札額とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、代金の支払いにかかる振込手数料については、契約した事業者の負担とするので、入札書に記載する金額は必要に応じてこれを見込んだ金額を記載すること。

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項等

- (1) 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター契約事務取扱細則第6条の規定に該当しないものであること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第6条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間経過していない者に該当しないこと。これを代理人、支配人その他の使用者として使用する者についても同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に設計を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
- 二 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者。
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者。
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者。
- 六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用者として使用した者。
- 七 前各号に類する行為を行った者。
- 八 平成23年度以降、厚生労働省または独立行政法人国立病院機構から指名停止を受けていないこと。

- (3) (2) に該当する者を入札代理人として使用しない者。

- (4) 厚生労働省競争参加資格「建築関係コンサルタント業務」のA又はB等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、関東・甲信越地域における競争参加資格の再認定を受けていること。)

また、平成21年度以降に元請けとして次に掲げる工事の基本設計・実施設計及び工事監理業務の実績を有すること。

- ・RC造地上1階建て以上、延床面積80m²以上の病院又は研究所の新築又は増築

- (5) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者((4)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに

準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 契約事項を示す場所等

〒187-8551 東京都小平市小川東町4-1-1

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター

財務経理部財務経理課整備係 安倍 利男

TEL 042-341-2712 (内線2164)

4 競争執行の場所及び日時等

(1) 入札説明書の交付期間及び交付場所

交付期間 平成26年3月13日（木）～平成26年3月27日（木）

9時00分～12時00分、13時00分～17時00分

ただし、土・日・祝祭日を除く。

交付場所 3に同じ

(2) 入札書の受領期限

平成26年3月28日（金）10時30分

(3) 開札日時及び場所

平成26年3月28日（金）11時00分

中央館2階 第1会議室

5 その他必要な事項

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除する

(3) 入札の無効

本説明書に示した競争参加資格者の無い者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 契約者の決定方法

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター総長が本説明書に示した業務を履行できるか判断した入札者であって、本契約事項に関する仕様書等に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入

札を行った者を交渉権者とするが、交渉権者が複数の場合は、申込みをした価格に基づく交渉順位を付するものとする。

また、第一順位の交渉権者（以下、「第一交渉権者」という。）の申込みの価格が契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合においては、次順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者とすることがある。

契約の第一交渉権者が決定したときは、直ちにその者と交渉し、契約価格が決定した場合は、その者を契約の相手方とする。

ただし、その交渉が不調となり、又は交渉開始から 10 日以内に契約締結に至らなかった場合には、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行う。

（6）入札者に要求される事項

この競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した契約件名を履行できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

また、入札者は、開札日の前日までの間において、総長等から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、入札者は、開札日の 2 日前（2 日前が休日である場合は直近の平日）12 時 00 分までに「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」、その他証明書等（仕様書及び入札説明書に記載があるもの）を提出し、入札参加の意思がある旨を、入札書の提出場所に記す契約事務担当者あて示すこと。

前日までに提示する入札参加の意思を示すための各書類は、複製によることも可能だが、その場合は開札までに原本を提出すること。

（7）その他

詳細は入札説明書を参照すること。

6 独立行政法人の契約にかかる情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター（以下、「センター」という。）との関係に係る情報をセンターのホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表

に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願ひいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがありますので、併せてご了知願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① センターにおいて役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
 - ② センターとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① センターの役員経験者及び課長相当職以上経験者の人数、職名及びセンターにおける最終職名
- ② センターとの間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占めるセンターとの間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - イ 3分の1以上2分の1未満
 - ロ 2分の1以上3分の2未満
 - ハ 3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職しているセンターの役員経験者及び課長相当職以上経験者に係る情報（人数、現在の職名及びセンターにおける最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及びセンターとの間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）